



の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知:2024年8月30日(金)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め:2023年6月30日のお知らせに掲載(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針      | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験      | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点  |
| ③ 語学力          | 16点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16点 |

(計100点)

類似業務経験の分野	スタートアップ・エコシステムやスタートアップ育成に係る各種分析・調査及び支援業務
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:

【ボツワナ】黄熱に感染する危険のある国から来る渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国を経由した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

【ジンバブエ】黄熱に感染する危険のある国から来る渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

## 6. 業務の背景

【ボツワナ】

ボツワナは 1966 年の独立以来、順調に経済発展を遂げてきか、経済はダイヤモンド採掘などの鉱業に偏重し、石油を含む国内消費物は輸入に大きく依存していた。2016 年には、ボツワナ政府は 2036 年までの長期開発戦略を示した「VISION 2036」に基づき累次の国家開発計画において、持続可能な経済開発を掲げている。デジタル化とマインドセットチェンジに焦点を当てており、特にサービスのデジタル化はベンチャービジネスとサービスの点で付加価値が生じると考えられる。また、起業家省を新たに設立し、イノベーション・ハブを運営するなどスタートアップ支援に力を入れている。

かかる状況下、起業家省はスタートアップ・エコシステム(以下、「エコシステム」という。)の分析や法制度の整備、関係団体の能力強化、ネットワーク構築促進によるエコシステム強化を目的として開発計画調査型技術協力の実施を我が国に要請した。

## 【ジンバブエ】

2000 年以降、主要産業である農業及び工業の衰退が見られ、失業率も高く、経済の低迷から社会サービスの劣化が顕著であり、解決すべき社会的課題も山積している。かかる状況において、スタートアップへの支援は、国家開発計画に合致し、デジタル経済を軸とした上位中所得経済国となることを目標とする国家計画 VISION 2030 にも盛り込まれている。

ジンバブエにおけるエコシステムはまだ初期段階にあり、ジンバブエ政府はエコシステムに関する政策を策定しておらず、その取り組みが求められている。また、マクロ経済が不安定なこともあり、スタートアップやエコシステムのアクターに対する資金提供者は少なく、投資規模も小さい。また、複数の大学には、イノベーション・ハブが設置されており、また、スタートアップ企業を育成する民間のインキュベーション・ハブも少数存在するが、その規模や質の面で発展の余地を大きく残している。また、各ステークホルダー間の協調や連携が希薄であり、スタートアップが育っていくような活力に乏しい。

かかる状況下、高等教育・イノベーション・科学技術開発省は、エコシステムの分析や法制度の整備、関係団体の能力強化、ネットワーク構築促進によるエコシステム強化を目的として開発計画調査型技術協力の実施を我が国に要請した。

また、南アフリカもエコシステムの強化のための支援を我が国に要請したことから、南アフリカ、ジンバブエ、ボツワナの 3 か国における広域での開発調査型技術協力「広域スタートアップ・エコシステム強化プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という)を実施する運びとなった。また、本事業ではアフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD)が JICA の協力により進めている、スタートアップ・中小企業に対する経営支援を行う Home Grown Solution(HGS)プログラムとの連携も行う予定である。かかる背景により、今般プロジェクト形成のための詳細計画策定調査を 3 か国で実施するものである。

本業務従事者は、ボツワナ、ジンバブエの調査を担当し、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの枠組みを検討するための必要な情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

業務従事者は、開発調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

また、調査に際し、エコシステムにおけるジェンダーに関連した支援内容や実績等を調査・分析し、ジェンダー平等を推進する視点から課題があるか確認する。課題やニーズがある場合には取組案を提案する。取組案は、実施機関におけるスタートアップ支援に関するジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務(2024 年 10 月下旬～2024 年 11 月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、エコシステム強化に係る我が国、他援助機関・組織(ILO、UNIDO、UNDP、USAID、世界銀行、NGO 等)及び民間セクター(ベンチャーキャピタル(VC)、ファンド等)のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、政府系組織(C/P 機関等)、他ドナー、民間セクター等の関係者に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ 調査団内打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務(2024 年 11 月上旬～2024 年 11 月下旬)

- ① JICA ボツワナ支所、JICA ジンバブエ支所との打合せに参加する。
- ② 各国の政府系機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る各国の情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、法律、制度、マスタープラン
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制

- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) エコシステム全体の現状把握、課題分析
- オ) スタートアップへの投資動向、起業後の成長過程や資金調達における課題分析
- カ) 他援助機関・組織(ILO、UNIDO、UNDP、USAID、世界銀行、NGO)の活動動向、連携の可能性
- キ) 民間のキープレイヤー(VC、ファンド、投資家、インキュベーションやアクセラレーション実施者)による活動動向、課題、連携の可能性
- ク) 大学によるスタートアップ支援動向、課題、連携の可能性
- ケ) 現地進出日本企業とスタートアップ間の連携ニーズ・可能性
- コ) ジェンダーに関連する支援内容やキープレイヤーの活動動向、課題、ニーズ(該当する情報が入手できる場合)
- ④ 上記の課題分析を踏まえて、各国におけるエコシステム強化に必要な協力方法について検討する。その際、南アフリカ、ジンバブエ、ボツワナの 3 か国での広域プロジェクトであることを意識し、効率的かつ効果的な協力方法を検討する。  
具体的には以下のとおり。
  - ア) エコシステム強化の考え方
  - イ) スタートアップ法案制定及び実施に向けた支援
  - ウ) 支援対象となり得るスタートアップについて(セクター、成長段階、支援方法等の整理)
  - エ) スタートアップ支援機関の能力強化
  - オ) ジェンダー課題を解消するための取組
  - カ) 広域での活動
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 支所等に報告する。

### (3) 整理業務(2024 年 11 月下旬～2024 年 12 月中旬)

- ① 担当分野(対象国におけるスタートアップの課題分析や他ドナーの動向等)に関して、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文 3 部)

2024 年 12 月 12 日(木)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文、英文)を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 7 月追記版))」(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

航空賃は「日本→ジンバブエ→ボツワナ→ジンバブエ→日本」間について、計上ください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 11 月 3 日～2024 年 11 月 24 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と 2 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時期に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現地業務日程(予定):

11/3	日本発
11/4-11/8	ジンバブエ(11/9:ボツワナに移動)
11/9-11/19	ボツワナ(11/16:官団員合流、11/20:ジンバブエに移動)
11/20-11/22	ジンバブエ
11/23	ジンバブエ発
11/24	日本着

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) スタートアップ・エコシステム(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

各 JICA 支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舍手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ:基本的に JICA がアレンジしますが、一部面談先はコンサルタントによる調整をお願いする可能性があります
- カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp にご連絡ください。

- ・ スタートアップ・エコシステムに関する政府側発表資料
- ・ 要請書/調査票
- ・ 実施機関との協議記録

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム

構築支援」

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/private\\_sec/\\_icsFiles/afieldfile/2023/07/19/ninja\\_strategy.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/_icsFiles/afieldfile/2023/07/19/ninja_strategy.pdf)

JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【民間セクター開発】

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_12\\_private\\_sec.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_12_private_sec.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 国際協力調達部契約推進第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3)その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各 JICA 支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上